

# 提出書類目録(3条)

(○印は必ず必要、それ以外は案件によって必要となる場合があります)

奄美市農業委員会

申請の受付締切日 毎月5日(5日が土・日・祝日の場合はその前日の開庁日)

※書類不備等の場合がありますので、提出は余裕を持ってお早めをお願いいたします。

提出書類	書類名	備考
○	3条許可申請書	
○	申請地の土地登記簿謄本	法務局で取得したもの
	住民票または戸籍の附票	譲渡人の謄本住所が現住所と異なる場合 移転の経過を示す書類
	住民票抄本 (譲受人・借人/譲渡人・貸人)	市外在住の場合は必須。
○	公図(字図) (土地区画整理事業地区は不要)	法務局で取得したもの。 申請地を表示してください
○	位置図(市役所からの位置図)	1万分の1から5万分の1程度(縮尺を記入) 申請地と、最寄りの市役所又は支所の位置を表示すること。
○	案内図	住宅地図の写し等に申請地を表示
○	営農計画書	新規で農地を取得する場合
	委任状	申請書を行政書士等が作成・提出する場合
	同意書(共有地の場合)	共有者全員の同意が必要
	小作人の同意書 (小作地を小作人以外に売却する場合)	印鑑証明書の添付
	所有者の同意書 (小作人の賃借権を譲渡する場合)	
	所有者の同意書 (小作人の賃借権を転貸する場合)	
	賃貸借契約書の写し(借りる場合)	権利設定の場合のみ
	印鑑証明書	必要な場合のみ
	在留カードの写し	外国人の場合
どちらか一方で可	【農地所有適格法人・一般法人(解除条件付き)の場合】 法人登記簿謄本	
	【農地所有適格法人・一般法人(解除条件付き)の場合】 定款または寄付行為	
	【農地所有適格法人・一般法人(解除条件付き)の場合】 役員会の議事録	現行の定款等と相違がある場合
	【農地所有適格法人の場合】 適格要件届出書	新規の農地所有適格法人の場合
	競落調書または公売調書 (競売・公売によるもの)	
	戸籍謄本	・未成年者が申請する場合 ・遺贈の場合
	公正証書又は遺言書	遺贈の場合
	判決書	確定判決による場合
	和解調書	裁判上の和解請求の認諾による場合
	調停証書	民事調停法の調停成立による場合
	家事審判書	家事審判法の審判和解の成立による場合

登記簿謄本等、証明書類はおおむね3か月以内に取得したものを添付してください。

窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・保険証等)が必要です。

# 提出書類目録（4条・5条）

（○印は必ず必要、それ以外は案件によって必要となる場合があります）

奄美市農業委員会

申請の受付締切日 毎月5日（5日が土・日・祝日の場合はその前日の開庁日）

※書類不備等の場合がありますので、提出は余裕を持ってお早めにお願いたします。

提出書類	書類名	備考
○	農地転用許可申請書	
○	申請地の土地登記簿謄本	法務局で取得したもの
	住民票または戸籍の附票	譲渡人の謄本住所が現住所と異なる場合 移転の経過を示す書類
	住民票抄本 (譲受人・借人／譲渡人・貸人)	市外在住の場合は必須。
○	位置図(市役所からの位置図)	1万分の1から5万分の1程度(縮尺を記入) 申請地と、最寄りの市役所又は支所の位置を表示すること。
○	案内図	住宅地図の写し等に申請地を表示
○	公図(字図) (土地区画整理事業地区は不要)	法務局で取得したもの。 申請地を表示してください
○	配置図	建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面※汚水が関係する案件については汚水経路を赤線で明記してください。
○	建物平面図(必要なときは断面図)	建物又は施設等を建築しようとするとき (設計者名の記載されたもの) 断面図は山林転用及び太陽光発電への造成行為を伴う転用の場合
○	被害防除計画書	
○	被害防除に関する誓約書	周囲に農地等がある場合や転用目的又は規模により必要
○	代替地の検討結果	代替地の位置図・案内図を添付すること (第3種農地は不要)
○	事業計画書(法人・個人)	転用目的が一般住宅又は農家住宅の場合は不要
○	資金証明書	残高証明書・融資証明書 (住宅金融支援機構融資は受理証明書)
	委任状	申請書を行政書士等が作成・提出する場合
	始末書(任意様式)	許可を受ける前に転用した場合。(転用した年月日を明記すること)
	同意書(共有地の場合)	共有者全員の同意が必要
どちらか一方で可	【法人の場合】 法人登記簿謄本	
	【法人の場合】 定款	法人による現行定款である原本証明が必要
	【法人の場合】 役員会の議事録	登記簿謄本・定款に転用目的の業務の記載がない場合
	分筆予定図(一部転用の場合で実測図)	作成者(土地家屋調査士)名の記載のあるもの
	同意書(持分登記の場合)	印鑑証明書の添付
	〃 (仮登記抹消についての同意書)	印鑑証明書の添付
	〃 (差し押さえ)	印鑑証明書の添付
	〃 (小作地の場合は小作人の同意)	印鑑証明書の添付
	印鑑証明書	必要な場合のみ
	隣接地主の同意書	
	承諾書(通路の確保)	
	土地使用・賃貸借契約書	借りる場合
	宅建業の免許の写し	建売住宅又は建築条件付売買予定地をを目的とする転用の場合

登記簿謄本等、証明書類はおおむね3か月以内に取得したものを添付してください。

窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・保険証等)が必要です。